

素案の基本的考え方

給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心の社会保障制度から、世代間・世代内の公平が確保された制度・全世代対応型の制度へ
社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成
経済成長との好循環を実現する

社会保障改革の方向性と主な改革項目の工程

年金・医療・介護の各分野の改革は以下の方向性に沿って進める

- 未来への投資(子ども・子育て支援)の強化
- 医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化
 - ・地域における医療・介護の連携したシステムの構築等
 - ・貧困・格差対策の強化(重層的セーフティネットの構築)
- ・就労・生活支援、低所得者への年金加算等
- 多様な働き方を支える社会保障制度(年金・医療)
 - ・短時間労働者への社会保険適用拡大、被用者(会社員・公務員等)年金の一元化等
- 全員参加型社会、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現
 - ・若年者雇用対策の強化、非正規労働者の雇用安定・処遇改善
- 社会保障制度の安定財源確保
 - ・基礎年金国庫負担の2分の1の恒久化
 - ・消費税率引き上げによる財源確保

【年金分野】

- 過去の物価スライドを据え置いた特例水準の解消 (24年度予算で実施)
- 24年度分基礎年金国庫負担2分の1の確保 (")
- 低所得者への年金加算と高所得者の年金減額(消費税引き上げと同時実施)
- 年金の受給資格期間の短縮(25年 10年) (")
- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大 (24年法案提出を目指す)
- 厚生年金(会社員)と共済年金(公務員)の一元化(")
- デフレ下でのマクロ経済スライド調整の実施(引き続き検討)
- 第3号被保険者制度の見直し (")
- 厚生年金保険料の標準報酬月額上限引き上げ(")
- 年金支給開始年齢の引き上げ(68~70歳)(中長期課題として検討)

【医療・介護分野】

- 短時間労働者への医療保険の適用拡大(24年法案提出を目指す)
- 70~74歳の医療費窓口負担を法定の2割に引き上げ(引き続き検討)
- 外来患者の受診時定額負担(見送り)

税制抜本改革

消費税

消費税の用途と税率

- ・消費税収(国税分)の社会保障目的税化、社会保障税源化。
- ・地方消費税収(現行分の地方消費税除く)は、社会保障税源化。
- ・段階的な消費税率の引き上げ。
 - 2014年4月: 8%(国税分6.3%、地方分1.7%)
 - 2015年10月: 10%(国税分7.8%、地方分2.2%)

経済への配慮

- ・消費税率引き上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引き上げの停止を含め所要措置を講じる規定を法案に盛り込む。

中小特例の維持

- ・免税点制度、簡易課税制度は中小企業の事務負担への配慮から維持。
- ・複数税率・インボイスは導入しない。
- ・今回の改革では単一税率を維持。インボイス制度は導入しない。

今後の改革の検討

- ・今後5年を目途に、更なる法制上の措置を講じることを法案の附則に明記。

税制抜本改革

資産課税

- ・相続税の基礎控除の引き下げ、最高税率の引き上げ。贈与税の税率構造緩和。
- ・事業承継税制は運用状況等を踏まえ、活用促進策や課税の適正化策を検討。

個人所得課税

- ・特に高い所得階層に絞って、格差の税制及び所得再配分機能の回復を図る観点から、所得税の最高税率の引き上げを実施。

法人課税

- ・復興増税終了後に実効税率の引下げが実現。税率引下げの効果、主要国との競争上の諸条件を検証しつつ、新成長戦略を踏まえ、あり方について検討。

政治改革・行政改革

- ・衆議院議員定数を80削減する法案等の早期の国会提出・成立。
- ・行政措置改革実行法案(仮称)の早期の国会提出・成立
- ・給与臨時特例法案及び国家公務員制度関連法案の早期成立。

商工会議所の主な意見と社会保障・税一体改革素案への反映状況

一体改革に関する基本的な考え方

商工会議所の基本的な考え方	素案での考え方
2010年代半ば以降を含む国民負担率(税・保険料)を明確にし、持続可能な社会保障制度再構築のため給付の重点化・効率化の徹底を	(国民負担率(税・保険料)に関する具体的記載はなし)
事業主の負担に大きく依存した社会保険料体系の維持は限界。税と保険料、自己負担、および、給付と負担のバランスを見直すべき	・高齢者中心から、「全世代対応型」への社会保障制度を築き上げること、またその財源は、幅広い国民が負担を分かち合う仕組みが必要
消費税の引き上げは、デフレ脱却、景気や経済成長、中小企業経営を最大限阻害しないよう、タイミング・幅や仕組みは慎重に対応すべき	・消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め 所要措置を講じる規定を設ける。 ・デフレ脱却と経済活性化に向けた更なる方策を講じ、日本経済の再生に取り組む。 ・中小企業特例(免税点・簡易課税制度)は維持。 ・単一税率を維持。インボイス制度の導入は行わない。

社会保障個別改革項目について

商工会議所の主な意見	素案での反映状況
【年金】 特例水準の解消 (過去の物価下落時、本来は年金額を引下げるべきところを据え置いた分の解消) デフレ下におけるマクロ経済スライドの適用 (人口減少や平均余命の伸びを年金額の改定率に反映させ、その改定率を賃金や物価の伸びよりも抑える仕組み) 高所得者の年金給付見直し(基礎年金国庫負担分の減額)	平成24年通常国会に法案提出 ・平成24年(10月)～平成26年度の3年間で解消。 先送り ・デフレ下におけるマクロ経済スライドの適用について、特例水準解消の状況も踏まえながら、引き続き検討 税制抜本改革とともに平成24年通常国会への法案提出に向けて検討 ・高所得者の老齢基礎年金の給付の一部(国庫負担相当額まで)の引下げを、低所得者への年金加算等と併せて実施
【医療】 70歳～74歳の医療費窓口負担を1割 法定2割に戻す 後発医薬品のさらなる使用促進 (特許切れのため、同等の効能の一般医薬品よりも安価な薬品)	先送り ・見直しを検討 ・平成24年度は予算措置を継続。平成25年度以降は平成25年度の予算編成過程で検討 ・後発医薬品推進のロードマップ作成。診療報酬上の評価、患者への情報提供、処方せん様式の変更等、総合的な使用促進を図る ・後発医薬品のある先発医薬品の薬価引き下げ
【介護】 介護保険の利用者負担(高所得者)の引き上げ 要支援者、軽度の要介護者のサービス給付内容(掃除・洗濯・調理等)の見直し 介護保険施設への補足給付(低所得者の居住費等費用補填)を介護保険の対象外に	平成24年通常国会への法案提出に向けて検討 ・介護納付金(=40～64歳の介護保険料、現在は人数割)への「総報酬割」の導入検討 ・一定以上の所得者の利用者負担の引き上げについて検討

商工会議所の主な意見と社会保障・税一体改革素案への反映状況

中小企業の負担について

商工会議所の主な意見	素案での反映状況
<p>中小企業の健康保険料＜協会けんぽ＞負担の緩和 <small>（国庫補助率の引上げが必要：現行16.4% 健康保険法本則上限の20%）</small></p>	<p>平成24年度は実現せず ・高年齢医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討</p>
<p>子ども・子育て支援は全額公費で <small>（厚生年金保険料の上乗せ0.13%を廃止）</small></p>	<p>平成24年度は実現せず ・実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得た上で、成案をとりまとめ、税制抜本改革とともに、平成24年通常国会に法案を提出 平成24年度予算案：事業主に対する厚生年金保険料に上乗せしている負担は0.15%に引上げ（23年度は0.13%）</p>
<p>短時間労働者への社会保険の適用対象拡大は十分な検討を <small>（厚生年金および医療保険対象者は最大で400万人）</small></p>	<p>平成24年通常国会への法案提出に向け検討 ・適用対象の具体的範囲、企業への配慮等の具体的制度設計について、雇用等への影響、実施時期を含め検討 ・平成24年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討</p>
<p>高年齢雇用・有期労働契約に係る規制強化反対</p>	<p>労働政策審議会による規制強化の建議 ・労働政策審議会の議論を踏まえ、必要な法案を平成24年通常国会へ提出 <small>（労働政策審議会による規制強化の建議の要点）</small> 高年齢者雇用：継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を廃止 有期労働契約：5年超の反復更新の場合、労働者の申出により無期労働契約に転換させる仕組みを導入。雇入れ事由（一時的業務のみ等）の制限はなし。</p>

商工会議所の主な意見と社会保障・税一体改革素案への反映状況

消費税の引き上げについて

商工会議所の主な意見	素案での反映状況
<p>消費税引き上げは、タイミング・幅や仕組みについて慎重な対応を</p>	
<p>社会保障給付の重点化・効率化を行っても財源が不足する場合には、消費税引き上げによる財源措置が必要なことは理解できるが、引き上げのタイミング・幅や仕組みは慎重な対応が必要。</p>	<p>税率・幅・タイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階的な消費税率の引き上げ。 2014年4月に、8%（国税分6.3%、地方分1.7%） 2015年10月に、10%（国税分7.8%、地方分2.2%）
<p>デフレ脱却、景気や経済成長、中小企業経営を最大限阻害しないよう、慎重に検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税の引き上げに際しては、デフレ脱却を実現していくことが重要。 ・内外経済の状況等を踏まえ、引き上げに伴う景気の下振れリスクをカバーできる相当規模の景気・経済対策の実施が必要。 	<p>経済への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向等種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め所要措置を講じる規定を法案に盛り込む。 ・デフレ脱却と経済活性化に向けた更なる方策を講じ、日本経済の再生に取り組む。 ・住宅取得は取引価額が高額であり、駆け込み需要とその反動等による影響が大きいことから、影響を平準化及び緩和する観点から必要な措置について財源を含め総合的に検討
<p>同時に、徹底的な身を切る行財政改革（国会議員の定数削減、公務員制度改革、行政の簡素化等）を具体的に示し、実行すべき。</p>	<p>政治改革・行政改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衆議院議員定数を80削減する法案等の早期の国会提出・成立。 ・独立行政法人改革、公益法人改革、特別会計改革、国有資産見直し等の行政構造改革を進め、所要の法案の早期国会提出・成立。閣議決定ベースで可能な改革は直ちに実行。 ・給与臨時特例法案及び国家公務員制度関連法案の早期成立。 ・公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な無駄の排除
<p>仮に消費税引き上げを行う場合、中小企業に対する負担軽減策が不可欠。次の取組みが絶対に必要。</p>	
<p>中小特例</p> <p>免税点制度、簡易課税制度の堅持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税点制度と簡易課税制度は、中小・小規模事業者の事務負担軽減のために導入されたもの。廃止・縮減は、円滑な価格転嫁が困難な中小・小規模事業者に過度な納税事務負担を新たに課すものであり、反対。 	<p>課税の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税点制度、簡易課税制度は、中小企業者の事務負担への配慮という趣旨に配慮し、制度を維持する。 免税点制度：制度の不適切な利用に対処する観点等から見直しを行う。 簡易課税制度：今後、更なる実態調査を行い、その結果を踏まえた上で、みなし仕入率の水準について必要な見直しを行う。
<p>価格転嫁</p> <p>中小・小規模事業者は価格転嫁ができないのが現実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上5,000万円以下の小規模・零細事業者は、6割以上が税を転嫁できないと見込む。規模が小さくなるほど価格転嫁はより一層困難な状況。 ・円滑な価格転嫁のため、政府は推進本部を設置し、下請法の強力な執行をはじめあらゆる手立てを講じるべき。 	<p>価格転嫁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑かつ適正な転嫁に支障が生じることがないように、事業者の実態を十分把握し、より徹底した対策を講じる（内閣府に総合的に対策を推進するための本部を設置、転嫁や表示のガイドラインの策定、中小事業者向け相談窓口の設置、不公正な取引の取締り・監視の強化、独占禁止法の厳正な運用等）。

商工会議所の主な意見と社会保障・税一体改革素案への反映状況

商工会議所の主な意見		素案での反映状況
複数税率	<p>複数税率の導入反対</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数税率は、軽減税率の対象品目や税額計算等で大きな混乱を招く。複数税率を導入しているEU諸国等では見直しが必要との指摘。 逆進性対策は、共通番号を早期導入し、きめ細かな給付支援で対応。 	<p>複数税率</p> <ul style="list-style-type: none"> 食料品等に対し軽減税率を適用した場合、高額所得者ほど負担軽減額が大きくなること、課税ベースが大きく浸食されること、事業者の負担が増すこと等を踏まえ、今回の改革においては、単一税率を維持。 逆進性対策は、2015年度以降の番号制の本格稼働・定着後の実施を念頭に、総合合算制度や給付付き税額控除等を導入。それまでの間は、簡素な給付措置を実施。
インボイス	<p>インボイスの導入反対</p> <ul style="list-style-type: none"> 1枚毎の帳票を消費税の根拠とするインボイス制度は、中小・零細事業者には1枚1枚の帳票処理や、法人税・所得税の帳簿の計算に加えて消費税の計算が必要となる等の煩雑な作業を強いる。 現行の帳簿方式においても請求書の保存が義務づけられており、透明性は十分に確保されている。 400万（200万超の農家含む）もの免税事業者が取引から排除され、廃業に追い込まれる懸念がある。 	<p>インボイス</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の改革においては、単一税率を維持することや、中小事業者の事務負担等を踏まえ、いわゆるインボイス制度の導入は行わない。

税制抜本改革について

商工会議所の主な意見		素案での反映状況
資産課税	<p>事業承継税制</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用確保や経営革新（第二創業）の観点から、円滑な事業承継に向けた資産課税の抜本の見直しが必要。 	<p>資産課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度税制改正法案の基礎控除引下げ等を通じた課税ベースの見直し、最高税率の引上げを含む税率構造見直し、贈与税の税率構造の緩和、相続時精算課税の拡充の実現。 事業承継税制は運用状況等を踏まえ、活用促進策や課税の一層の適正化策を検討。
所得課税	<p>所得課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得税引き上げは、対日投資や海外の高度人材の確保の障害となるのみならず、わが国人材の海外流出や消費マインドの悪化が懸念されるため、慎重に検討すべき。 	<p>個人所得課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 高い所得層に格差是正及び所得再分配機能の回復の観点から一定の負担増を求める。 給与所得控除、成年扶養控除、配偶者控除、公的年金等控除のあり方を検討。
法人課税	<p>法人課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際競争力強化の観点から、中小軽減税率をはじめ法人実効税率のアジア諸国並みへの引き下げが必要。 	<p>法人課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興特別法人税課税期間終了後（平成27年度以降）、実効税率の引下げが実現することとなるが、その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今般の税率引き下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人税のあり方について検討。